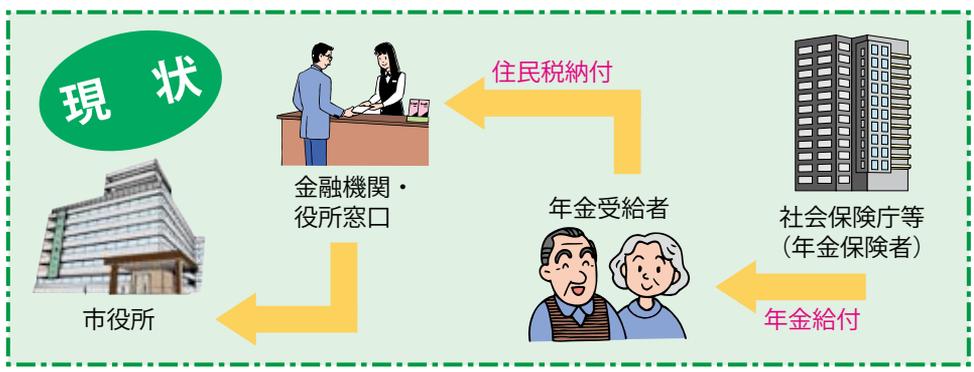


平成21年10月以降、公的年金から住民税の天引き(特別徴収)が始まります

平成20年度の税制改正により、地方税法の一部が改正されました。そのひとつとして、公的年金受給者の納税の便宜と徴収の効率化

を図るため、公的年金等所得に係る個人住民税を公的年金から天引きする制度(特別徴収制度)が導入されます。



対象者

前年中(平成20年)に公的年金などの所得があつて、平成21年4月1日において、老齢基礎年金等の給付を受けている65歳以上の人です。ただし、次のいずれかにあてはまる場合は対象外になります。

- ① 老齢基礎年金等の年額が18万円未満の場合
- ② その年度において納めていただく金額が老齢基礎年金などの年額を超える場合
- ③ 市が行う介護保険の特別徴収対象被保険者でない場合
- ④ 老齢基礎年金等から所得税、介護保険料、国民健康保険税を控除した後の額が特別徴収税額より小さい場合

特別徴収の対象となる年金

老齢基礎年金(国民年金)、老齢厚生年金、退職共済年金などの公的年金が対象になります。

特別徴収する税額

公的年金などの所得にかかる個人住民税の所得割額と均等割額です。なお、給与所得などに係る所得割額は別途徴収されます。

納付方法

平成21年度の納付方法については下表のとおりです。8月までは今まで通り納付書や口座振替で納付していただき、その残額を10月分から特別徴収させていただきます。

その他

制度の周知や最新情報については、今後も広報かみや及び市ホームページ等でお知らせします。

【問い合わせ先】

市税務課(1階⑭番窓口)
☎0994-31-1112



●平成21年度の納付方法

納付月	平成21年6月	平成21年8月	平成21年10月	平成21年12月	平成22年2月
納付方法	個人で納める方法(普通徴収)		年金から差し引く方法(特別徴収)		
税額	年税額の1/4	年税額の1/4	年税額の1/6	年税額の1/6	年税額の1/6
(例)平成21年度の年税額が60,000円の場合	60,000円 ÷ 4 = 15,000円	60,000円 ÷ 4 = 15,000円	60,000円 ÷ 6 = 10,000円	60,000円 ÷ 6 = 10,000円	60,000円 ÷ 6 = 10,000円